

(3) 社会教育施設の整備充実

ア 公民館の整備拡充

本県の公民館の設置状況は中央館・地区館を合わせて303館（平成3年度）であり、未設置の市町村はありません。しかしながら、早期に建設した公民館の中には、狭隘、老朽化等により活用が図られていないものや、「公民館の設置及び運営に関する基準」に定められている公民館の事業遂行上最低限必要な建物の面積（330㎡）に満たないものがあるなど、住民に身近な学習の場として期待されている公民館の整備状況は必ずしも十分であるとはいえません（表4-1）。

したがって、今後、公民館の整備に当たっては、地域の人口動態等の諸条件を勘案するとともに、長期的展望に立って複合化を図るなど、施設・設備の充実に努める必要があります。また、施設のインテリジェント化による情報化社会への対応や高齢者・障害者等に配慮した施設整備も必要です。

表4-1 公民館の設置状況

| 区分 | 地域 | 県北 | 県中 | 県南 | 会津 | 南会津 | 相双 | いわき | 計 館 |
|-----|----------|----|----|----|----|-----|----|-----|--------|
| 中央館 | | 14 | 18 | 12 | 21 | 6 | 14 | 1 | 86 |
| | うち基準面積以上 | 13 | 18 | 10 | 19 | 5 | 13 | 1 | 79 |
| 地区館 | | 61 | 56 | 6 | 34 | 6 | 20 | 34 | 217 |
| | うち基準面積以上 | 47 | 52 | 4 | 26 | 6 | 11 | 27 | 173 |
| 計 | | 75 | 74 | 18 | 55 | 12 | 34 | 35 | 303 |
| | うち基準面積以上 | 60 | 70 | 14 | 45 | 11 | 24 | 28 | 252 |

（注）基準面積以上の館数には、転用施設を含まない。
（資料）「平成3年度 福島県社会教育統計要覧」

イ 図書館の整備充実

県立図書館は昭和59年に開館し、県民に資料や情報の提供を行うとともに、県内の公立図書館等に対する積極的な支援を行ってきました。

しかし、県内の市町村立図書館の設置状況を見ると18市町村において25館が設置されているのみです（表4-2）。

したがって、今後は、市町村立図書館の設置促進を図る一方、県立図書館の情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行えるよう体制を整備する必要があります。

また、県立図書館と市町村立図書館との間でオンラインによる情報ネットワークを構築するなど、図書館相互の支援協力体制を確立し、地域住民に対する図書館サービスの一層の充実に努める必要があります。

表4-2 図書館の設置状況

| 地域 設置区分 | 県北 | 県中 | 県南 | 会津 | 南会津 | 相双 | いわき | 計 館 |
|------------|----|----|----|----|-----|----|-----|--------|
| 市町村立 | 2 | 8 | 4 | 2 | 0 | 3 | 6 | 25 |
| 法人 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

（資料）生涯学習課調査（平成4年7月）

ウ 視聴覚ライブラリーの整備充実

県の視聴覚ライブラリーは、地域視聴覚ライブラリー^{*}の運営に関する指導を行うとともに、視聴覚教育の振興に役立つよう指導者の研修や指導資料の作成・配付、広域にまたがる社会教育活動への視聴覚教材の供給等に努めてきました。

また、地域視聴覚ライブラリーは、地域住民や学校教育活動に教材の供給、広報資料の配布、講習会の実施などの事業を行ってきましたが、近年の新しい情報機器の開発や県民の多様化、高度化して

* 地域視聴覚ライブラリー：学校や地域における市町村の視聴覚教育推進機関であり、視聴覚機材や教材等の供給及び技術の講習などを行う。